

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
松戸市内の事業者のための金融支援

松戸市新型コロナウイルス感染症対策補助金

保証料補助・利子補給

対象 資金

- 千葉県制度融資 セーフティネット資金
市町村認定枠(4号・5号)・危機関連保証枠(6項)
- 千葉県制度融資 新型コロナウイルス感染症対応特別資金 のうち、国・県の保証料補助・利子補給を受けない借入れ
- 上記資金のうち、令和2年3月から令和3年3月31日までに実行された借入れに対して利子と保証料を3年間分補助
(1事業者あたり1,000万円までの借入れについて、当初3年間分を補給上限とする)

対象者

- 法人 本店登記が松戸市内であること
- 個人 住所・事業所所在地ともに松戸市内であること

申請 融資数

- 1事業者あたり保証料・利子補給ともに 1,000万円までの借入に達するまで申請可能(※)

※3月に500万円、6月に500万円を借入れた場合、それぞれ申請できます
※5,000万円を借り入れた場合、保証料・利子について案分計算して補助します

保証料補助

補助率

保証料総額(一括支払い済)の 10/10

※1,000万円まで、当初3年間分を補給上限とします

申請期間

令和3年4月9日(金)まで

申請方法

松戸市ホームページより申請書をダウンロードし、必要書類とともに郵送

※松戸市から補助を受けたのちに、借換え等において、保証協会より保証料の還付があった場合、本補助金は返納していただきます

利子補給

補給率

融資利率と同率

※1,000万円までの借入れを補給上限とします

補給対象期間

初回の利子の支払い日から3年以内

※3年間にわたり、毎年、利子補給金の申請をしていただく必要があります

申請期間(令和2年度)

令和2年12月から令和3年1月

※令和2年中に支払った利子が対象です
※令和3年1月から3月に借入れた融資は令和3年度から申請してください

申請方法(令和2年度)

松戸市ホームページより申請書をダウンロードし、必要書類とともに郵送

※令和2年度の申請書については、11月に松戸市ホームページに公開します

※本制度は、令和2年度の制度です。

お問い合わせ

松戸市役所 商工振興課 TEL:047-711-6377

詳細はホームページでご確認ください。



松戸市コロナ保証料補助HP



松戸市コロナ利子補給金HP